

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 52 年 9 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②においては、A社に、申立期間③においては、同社の系列事業所であるB社に勤務していたが、申立期間①及び③における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額となっており、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び③における標準報酬月額について、オンライン記録と、申立期間①のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）及び申立期間③のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）の記録とはいずれも一致している。

また、A社及びB社に係る原票及び名簿の記録を確認したが、標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できないほか、申立人が両事業所のC営業所において、一緒に勤務したとして名前を挙げた複数の元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得時及びその後、複数回にわたる改定時の標準報酬月額は、申立人と大きな差は見られない。

さらに、A社及びB社の事業主に文書照会したが、所在不明のため、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、申立人がA社及びB社のC営業所において一緒に勤務したとして名前

を挙げた複数の元同僚に照会を行ったものの、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書、源泉徴収票等を保管している同僚はおらず、申立人の申立内容を裏付ける具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、複数の元同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は所在不明のため、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかつた上、当時、当該事業所のC営業所で事務を担当していた元同僚は、「本社の指示どおり、厚生年金保険の届出をした。」と供述している。

また、雇用保険の被保険者記録によると、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人がC営業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚二人の離職日は、申立人の離職日と同日の昭和52年7月31日と記録されており、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。